

たばこ税等の手持品課税納税申告書

(受印)	※	申告者の種別	卸・小	通信日付印	※平成 年 月 日
平成 年 月 日 税務署長殿 知事殿 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -) 店舗名()			
	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)			
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)			
	個人番号又は法人番号	この欄は、2枚目から記入してください			
	同上代理人	(印)			

申告者控用

◎ 申告期限は平成30年10月31日(水)です

◎ 納期限は平成31年4月1日(月)です

下記のとおり、平成30年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額
紙巻たばこ		⑥ 本	0.5	⑭(⑥×0.5) 円	⑳ 円
葉巻たばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円	㉑ 円
パイプたばこ	② g	⑧(②×1) 本		⑯(⑧×0.5) 円	㉒ 円
刻みたばこ	③ g	⑨(③×0.5) 本		⑰(⑨×0.5) 円	㉓ 円
加熱式たばこ		⑩ 本		⑱(⑩×0.5) 円	㉔ 円
かみ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円	㉕ 円
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫(⑤×0.5) 本		⑳(⑫×0.5) 円	㉖ 円
所持する製造たばこの数量の合計	⑬(⑥-⑫の合計) 本	税額の合計額 (100円未満切捨て)		㉗(⑭-⑳の合計) 円 00	㉘(㉑-㉖の合計) 円 00
		納付すべき税額		㉙(㉗又は㉗-㉘) 円 00	

区 分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税 額 (1円未満切捨て)
道府県税	㉚(⑬) 本	0.07	㉛(㉚×0.07) 円
市町村税		0.43	㉜(㉚×0.43) 円

区 分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	㉛(㉛) 円	㉞ 円	㉟(㉛又は㉛-㉞) 円
市町村税	㉜(㉜) 円	㉟ 円	㊱(㉜又は㉜-㉟) 円

税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印 (印) (☎ - -)
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (☎ - -)	名 称
	(〒 -) (☎ - -)	

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

たばこ税の手持品課税納税申告書

税務署提出用

収受印 平成 年 月 日 税務署長殿	※ 営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 -) (☎ - -) 店舗名()	申告者の種別 (〒 -) (☎ - -)	卸・小 (〒 -) (☎ - -)	整理番号 ※
申告者 氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ)	(印)			
個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
同上代理人	(印)			

下記のとおり、平成30年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額
紙巻たばこ		⑥ 本	0.5	⑭(⑥×0.5) 円	⑳ 円
葉巻たばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円	㉑ 円
パイプたばこ	② g	⑧(②×1) 本		⑯(⑧×0.5) 円	㉒ 円
刻みたばこ	③ g	⑨(③×0.5) 本		⑰(⑨×0.5) 円	㉓ 円
加熱式たばこ		⑩ 本		⑱(⑩×0.5) 円	㉔ 円
かみ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円	㉕ 円
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫(⑤×0.5) 本		⑳(⑫×0.5) 円	㉖ 円
所持する製造たばこの数量の合計	⑬(⑥~⑫の合計)	本	税額の合計額 (100円未満切捨て)	㉗(⑭~⑳の合計) 円 00	㉘(㉑~㉖の合計) 円 00
			納付すべき税額	㉙(㉗又は㉗-㉘) 円 00	

税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	(印) (☎ - -)
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (☎ - -)	名称
	(〒 -) (☎ - -)	

税務署整理欄					
修正申告の場合の当初申告年月日	※	平成 年 月 日	確認	※	納期限
通信日付印	※	平成 年 月 日	確認	※	平成31年4月1日
番号確認	※	身元確認	※	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()

(注) ※欄には記入しないでください。

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

都道府県提出用

(第一号様式)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 収受印 </div>	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※
平成 年 月 日 知事殿 申告者	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称		(〒 -) (☎ - -)		
	住所又は居所		(〒 -) (☎ - -)		
	氏名又は名称及び代表者氏名		(フリガナ) (印)		
	個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
	同上代理人		(印)		

下記のとおり、平成30年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量 (卸売販売業者等用)	
紙巻たばこ		⑥ 本	★⑥ 本	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>
葉巻たばこ	① g	⑦(①×1) 本	★⑦ 本	
パイプたばこ	② g	⑧(②×1) 本	★⑧ 本	
刻みたばこ	③ g	⑨(③×0.5) 本	★⑨ 本	
加熱式たばこ		⑩ 本	★⑩ 本	
かみ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本	★⑪ 本	
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫(⑤×0.5) 本	★⑫ 本	
所持する製造たばこの数量の合計		⑬(⑥-⑫の合計) 本		

区 分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税 額 (1円未満切捨て)
道府県税	⑬(⑬) 本	0.07	⑭(⑬×0.07) 円

区 分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の 修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑮(⑭) 円	⑯ 円	⑰(⑮又は⑯-⑱) 円

税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印 (印) (☎ - -)
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名 称
	(〒 -) (☎ - -)	
	(〒 -) (☎ - -)	

都 道 府 県 整 理 欄			
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 平成 年 月 日	確認	※ 納 期 限
通 信 日 付 印	※ 平成 年 月 日	確認	※ 平成31年4月1日
番号確認	※ 身元確認	※ 確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	※

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

市町村たばこ税の手持品課税納税申告書

市区町村提出用

(第二号様式)

(受印)	※	申告者の種別	卸・小	整理番号	※	
平成 年 月 日 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 -) (☎ - -)				
		店舗名()				
	申告者	住所又は居所	(〒 -) (☎ - -)			
		氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)			(印)
個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				
	同上代理人				(印)	

下記のとおり、平成30年10月1日現在における、たばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量(卸売販売業者等用)
紙巻たばこ		⑥ 本	★⑥ 本
葉巻たばこ	① g	⑦(①×1) 本	★⑦ 本
パイプたばこ	② g	⑧(②×1) 本	★⑧ 本
刻みたばこ	③ g	⑨(③×0.5) 本	★⑨ 本
加熱式たばこ		⑩ 本	★⑩ 本
かみ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本	★⑪ 本
かぎ用のたばこ	⑤ g	⑫(⑤×0.5) 本	★⑫ 本
所持する製造たばこの数量の合計		⑬(⑥-⑫の合計) 本	

区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額(1円未満切捨て)
市町村税	⑭(⑬)	0.43	⑮(⑭×0.43) 円

区分	税額の合計額(1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額(1円単位で記入)
市町村税	⑯(⑮) 円	⑰	⑱(⑯又は⑰-⑱) 円

税理士法第30条の書面提出	(有)	作成税理士署名・押印
税理士法第33条の2の書面提出	(有)	(印) (☎ - -)

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称
	(〒 -) (☎ - -)	
	(〒 -) (☎ - -)	

市区町村整理欄			
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 平成 年 月 日	確認	※
納期限	平成31年4月1日		
通信日付印	※ 平成 年 月 日	確認	※
番号確認	※	身元確認	※
	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	※

(注) 1 ※欄には記入しないでください。
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。